

九州大学大学院歯学府規則

平成16年度九大規則第128号
 制定：平成16年 4月 1日
 最終改正：平成30年 3月30日
 (平成29年度九大規則第129号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。)及び九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)により各学府規則において定めるように規定されている事項その他歯学府(以下「本学府」という。)の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学府の博士(歯学)及び博士(学術)プログラムにおいては、多様な歯科疾患の分子基盤の確立、及び口腔から全身疾患を克服するための口腔保健医療体系構築に貢献する指導的人材の養成を目的とする。すなわち、歯学およびこれに関連する医学又は自然科学の分野において、高度な学術情報を発信する指導的研究者、歯学の真髄を教授する教育者、国際連携の推進者、歯科医療又は口腔保健行政の指導者等になりえる人材を育成する。

2 本学府の博士(臨床歯学)プログラムにおいては口腔から全身疾患を克服するための口腔保健医療体系構築に貢献する指導的人材の養成を目的とする。すなわち、臨床歯学及びこれに関連する医学の分野において、豊かな科学性と論理性を備えた指導的臨床医、国際連携の推進者、歯科医療又は口腔保健行政の指導者等になりえる人材を育成する。

(専攻、専攻分野及び教育領域)

第2条 本学府の歯学専攻に次の専攻分野を置き、それぞれの専攻分野に教育領域を置く。

専攻分野	教育領域
口腔常態制御学	分子口腔解剖学 口腔細胞工学 口腔機能分子科学 口腔機能解析学
口腔保健推進学	口腔予防医学 小児口腔医学 歯科矯正学
口腔機能修復学	生体材料学 口腔生体機能工学 歯科保存学 歯周病学 クラウンブリッジ補綴学 インプラント・義歯補綴学
口腔顎顔面病態学	口腔病理学 口腔画像情報科学 口腔顎顔面外科学 顎顔面腫瘍制御学 歯科麻酔学 高齢者歯科学・全身管理歯科学
総合歯科学	総合歯科学

口腔保健開発学	口腔保健開発技法学 地域口腔保健開発学
口腔生体応答学	口腔生体応答学

2 学生は、前項の専攻分野（口腔生体応答学を除く。）のうちから1つを選択しなければならない。

（歯学博士英語コース）

第2条の2 本学府歯学専攻の博士課程に、国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。）として、歯学博士英語コースを置く。

（決断科学大学院コース）

第2条の3 本学府歯学専攻に、持続可能性に関する広範な知識を有し、社会的な課題に関する専門・学際科学の成果を統合した新たな学識を兼ね備え、国際社会で活躍できるリーダーの養成を行うため、九州大学博士課程教育リーディングプログラムに関する規則（平成24年度九大規則第34号。以下「リーディングプログラム規則」という。）第3条に規定する決断科学大学院プログラムを実施するコースとして、決断科学大学院コースを置く。

（入学資格）

第3条 本学府に入学することのできる者は、大学院通則第12条のとおりとする。

（入学考査及び合否審査）

第4条 入学を希望する者に対する考査は、学力検査、出身大学の学長、学部長又は大学院研究科等の長の提出する成績証明書その他本学府の定める資料によって行い、その総合成績によって合否を審査する。

2 前項に規定する学力検査は、筆答及び口頭によるものとし、試験科目については、歯学府教授会（以下「本学府教授会」という。）が、の議を経て、歯学府長（以下「本学府長」という。）がその都度定める。

（学期）

第5条 学期を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

（授業及び研究指導）

第6条 本学府の教育は、授業科目の授業及び博士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目、単位数及び履修方法）

第7条 本学府（歯学博士英語コースを除く。）の授業科目、単位数及び履修方法は、別表1のとおりとする。

2 歯学博士英語コースの授業科目、単位数及び履修方法は、別表2のとおりとする。

3 決断科学大学院コースの授業科目、単位数及び履修方法は、リーディングプログラム規則第7条のとおりとする。

4 前3項に規定するもののほか、授業上必要があるときは、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。

5 単位計算の基準は、講義及び演習については15時間をもって1単位、実験及び実習については30時間をもって1単位とする。

第8条 履修しようとする授業科目及び単位は、毎学期の始めに、指導教員の指示に従って選定し、その授業科目を担当する教員の承認を得て、本学府長に届け出なければならない。

第9条 本学府において、教育上有益と認めるときは、大学院基幹教育若しくは他の学府の授業科目及び単位を指定して履修させることがある。

2 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位に

充当することができる。

(単位修得の認定及び成績)

第10条 各授業科目の成績評価は、学期末に各授業科目を担当する教員が行う。

第11条 前条の認定は、筆答試験又は実習報告等によって行う。

第12条 成績は、A、B、C及びDの4種のいずれかの評語をもって表し、A、B及びCをもって合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の合格の認定を受けた授業科目については、本学府教授会の議を経て、所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第13条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、他の大学院との協議に基づき、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

3 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条の2 本学府の学生が、通則第26条の規定に基づき、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(留学)

第14条 留学を志望する本学府の学生は、書面をもって本学府長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第15条の課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

3 前条の規定は、本学府の学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

(修了要件)

第15条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に4年以上在学し、この規則の定めるところにより、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(博士論文)

第16条 博士論文は、本学府の博士課程に3年以上在学し、所定の授業科目について、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、本学府の博士課程に在学する者で、優れた研究業績を上げたと認められたものについては、在学期間が3年に満たなくても博士論文を提出させることができる。

第17条 博士論文の審査及び最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

第18条 博士論文及び最終試験の合格又は不合格は、論文調査委員の報告に基づき、本学府教授会が審査する。

第19条 最終試験は、博士論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、筆答又は口頭により行うものとする。

2 最終試験に関して必要な事項は、あらかじめ公示する。

(科目等履修生)

第20条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第2項に定めるところによる。

第21条 科目等履修生として入学を志願できる者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願い出なければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、

学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第22条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第10条、第11条及び第12条の規定を準用する。

第23条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(雑則)

第24条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項については、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規則第222号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院歯学府規則別表の規定は、平成17年度に本学府に入学する者から適用し、平成17年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年度九大規則第148号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成19年度に本学府に入学する者から適用し、平成19年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年度九大規則第46号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第96号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成21年度に本学府に入学する者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表中の各専攻分野共通科目のうち、「医療コンテンツの作成と応用」については、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者も履修することができる。

附 則 (平成21年度九大規則第99号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年度九大規則第27号)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成22年10月1日に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年度九大規則第62号)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則別表2の規定は、平成23年10月1日に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年度九大規則第113号)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第68号）

この規則は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第143号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成26年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第47号）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成26年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成26年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第169号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則別表1の規定は、平成27年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第73号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成28年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成28年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第48号）

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則別表2の規定は、平成28年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成28年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第135号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則別表1及び別表2の規定は、平成29年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第129号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成30年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表 1

区 分	授業科目	講義その他	単位数
各 専 攻 分 野 共 通	(低年次総合カリキュラム)		
	電気生理学実験法	講義・演習	2
	細胞生物学特論	講義	2
	口腔微生物学特別講義	講義	2
	実験動物学	講義	2
	統合歯科学特論	講義	4
	細胞の仕組み	講義	2
	口腔ケアと先端技術	講義	2
	臨床基礎演習	演習	4
	硬組織研究法	講義	3
	臨床病理学	講義	2
	細胞培養の理論と応用	講義・演習	2
	統合歯科学特別研究	講義	4
	医療コンテンツの作成と応用	講義・演習	4
口腔ブレインサイエンス	講義	3	
Scientific Presentation	講義・演習	2	
Scientific Writing	講義・演習	2	
口 腔 常 態 制 御 学 専 攻 分 野	(コアカリキュラム)		
	※口腔常態制御学研究入門	講義	4
	分子口腔解剖学	講義	4
	分子口腔解剖学演習	演習	4
	口腔細胞工学	講義	4
	口腔細胞工学演習	演習	4
	口腔機能分子科学	講義	4
	口腔機能分子科学演習	演習	4
	口腔機能解析学	講義	4
	口腔機能解析学演習	演習	4
口 腔 保 健 推 進 学 専 攻 分 野	(高年次専門カリキュラム)		
	口腔常態制御学特論	講義・演習	6
口 腔 保 健 推 進 学 専 攻 分 野	(コアカリキュラム)		
	※口腔保健推進学研究入門	講義	4
	口腔予防医学	講義	4
	口腔予防医学演習	演習	4
	小児口腔医学	講義	4
	小児口腔医学演習	演習	4
	障害者歯科学	講義	4
	障害者歯科学演習	演習	4
	歯科矯正学	講義	4
	歯科矯正学演習	演習	4
	口腔保健推進学臨床実習Ⅰ	実習	4
口腔保健推進学臨床実習Ⅱ	実習	4	
口腔保健推進学臨床実習Ⅲ	実習	4	

	口腔保健推進学臨床実習Ⅳ	実習	4
	(高年次専門カリキュラム) 口腔保健推進学特論	講義・演習	6
口腔機能修復学専攻分野	(コアカリキュラム) ※口腔機能修復学研究入門	講義	4
	生体材料学	講義	4
	生体材料学演習	演習	4
	口腔生体機能工学	講義	4
	口腔生体機能工学演習	演習	4
	歯科保存学	講義	4
	歯科保存学演習	演習	4
	歯周病学	講義	4
	歯周病学演習	演習	4
	クラウンブリッジ補綴学	講義	4
	クラウンブリッジ補綴学演習	演習	4
	インプラント・義歯補綴学	講義	4
	インプラント・義歯補綴学演習	演習	4
	口腔機能修復学臨床実習Ⅰ	実習	4
	口腔機能修復学臨床実習Ⅱ	実習	4
	口腔機能修復学臨床実習Ⅲ	実習	4
	口腔機能修復学臨床実習Ⅳ	実習	4
	(高年次専門カリキュラム) 口腔機能修復学特論	講義・演習	6
口腔顎顔面病態学専攻分野	(コアカリキュラム) ※口腔顎顔面病態学研究入門	講義	4
	口腔病理学	講義	4
	口腔病理学演習	演習	4
	口腔画像情報科学	講義	4
	口腔画像情報科学演習	演習	4
	口腔顎顔面外科学	講義	4
	口腔顎顔面外科学演習	演習	4
	顎顔面腫瘍制御学	講義	4
	顎顔面腫瘍制御学演習	演習	4
	歯科麻酔学	講義	4
	歯科麻酔学演習	演習	4
	高齢者歯科学・全身管理歯科学	講義	4
	高齢者歯科学・全身管理歯科学演習	演習	4
	口腔顎顔面病態学臨床実習Ⅰ	実習	4
	口腔顎顔面病態学臨床実習Ⅱ	実習	4
	口腔顎顔面病態学臨床実習Ⅲ	実習	4
	口腔顎顔面病態学臨床実習Ⅳ	実習	4
	(高年次専門カリキュラム) 口腔顎顔面病態学特論	講義・演習	6

総合歯科学専攻分野	(コアカリキュラム)		
	※総合歯科学研究入門	講義	4
	危機管理学	講義	4
	歯科医療行動学演習	演習	4
	総合歯科学臨床実習Ⅰ	実習	4
	総合歯科学臨床実習Ⅱ	実習	4
	総合歯科学臨床実習Ⅲ	実習	4
総合歯科学臨床実習Ⅳ	実習	4	
	総合歯科学特論	講義・演習	6
口腔保健開発学専攻分野	(コアカリキュラム)		
	※口腔保健開発学研究入門	講義	4
	口腔保健開発技法学	講義	4
	口腔保健開発技法学演習	演習	4
	地域口腔保健開発学	講義	4
	地域口腔保健開発学演習	演習	4
	(高年次専門カリキュラム) 口腔保健開発学特論	講義・演習	6
口腔生体応答学専攻分野	(コアカリキュラム)		
	※口腔生体応答学研究入門	講義	4
	口腔生体応答学	講義	4
	口腔生体応答学演習	演習	4

(履修方法)

- 1 学生は、次の単位数を修得しなければならない。
 - (1) 低年次総合カリキュラム 8単位以上
 - (2) コアカリキュラム 16単位以上(授業科目に※を付しているもの及び指導教員の担当する教育領域の授業科目を含む。ただし、他の専攻分野のコアカリキュラムの授業科目は、4単位までこれに含めることができる。)
 - (3) 高年次専門カリキュラム 6単位
- 2 博士(臨床歯学)の学位を取得しようとする者は、低年次総合カリキュラムの「臨床基礎演習」4単位及びコアカリキュラムの専攻分野ごとの「臨床実習Ⅰ～Ⅲ」計12単位を必ず修得しなければならない。

別表 2

区分	授業科目	講義その他	単位数
各専攻分野共	(低年次総合カリキュラム)		
	Integrated Dental Science	講義・演習	4
	Scientific Presentation	講義・演習	2
	Scientific Writing	講義・演習	2
	Oral Biological Science	講義・演習	2
	Clinical Basic Practice	講義・演習	4

通	Basic Dental Practice	講義・演習	4
口腔常態制御学専攻分野	(コアカリキュラム)		
	Introduction to Oral Biological Research	講義・演習	4
	Oral Pharmacology	講義・演習	4
	Molecular Cell Biology & Oral Anatomy (Hard Tissue Regeneration)	講義・演習	4
	Biochemistry and Biology	講義・演習	4
	Oral Physiology and Taste Health Science	講義・演習	4
	Advanced Dental Practice I	実習	4
	Advanced Dental Practice II	実習	4
	Advanced Dental Practice III	実習	4
	Advanced Dental Practice IV	実習	4
	(高年次専門カリキュラム)		
	Advanced Dental Science Research	講義・演習	6
口腔保健推進学専攻分野	(コアカリキュラム)		
	Introduction to Oral Biological Research	講義・演習	4
	Preventive and Public Health Dentistry	講義・演習	4
	Pediatric Dentistry	講義・演習	4
	Special Need Dentistry	講義・演習	4
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics	講義・演習	4
	Clinical Practice I	実習	4
	Clinical Practice II	実習	4
	Clinical Practice III	実習	4
	Clinical Practice IV	実習	4
	Advanced Dental Practice I	実習	4
	Advanced Dental Practice II	実習	4
	Advanced Dental Practice III	実習	4
	Advanced Dental Practice IV	実習	4
		(高年次専門カリキュラム)	
	Advanced Dental Science Research	講義・演習	6
口腔機能修復学専攻分野	(コアカリキュラム)		
	Introduction to Oral Biological Research	講義・演習	4
	Biomaterials	講義・演習・実習	4
	Endodontology/Operative Dentistry	講義・演習	4
	Periodontology	講義・演習	4
	Fixed Prosthodontics	講義・演習	4
	Implant and Rehabilitative Dentistry	講義・演習	4
	Clinical Practice I	実習	4
	Clinical Practice II	実習	4
	Clinical Practice III	実習	4
	Clinical Practice IV	実習	4
	Advanced Dental Practice I	実習	4
	Advanced Dental Practice II	実習	4

	Advanced Dental Practice III	実習	4	
	Advanced Dental Practice IV	実習	4	
	(高年次専門カリキュラム) Advanced Dental Science Research	講義・演習	6	
口腔顎顔面病態学専攻分野	(コアカリキュラム) Introduction to Oral Biological Research	講義・演習	4	
	Oral Pathology	講義・演習	4	
	Oral & Maxillofacial Radiology	講義・演習	4	
	Oral and Maxillofacial Surgery	講義・演習	4	
	Oral and Maxillofacial Oncology	講義・演習	4	
	Dental Anesthesiology	講義・演習	4	
	Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry	講義・演習	4	
	Clinical Practice I	実習	4	
	Clinical Practice II	実習	4	
	Clinical Practice III	実習	4	
	Clinical Practice IV	実習	4	
	Advanced Dental Practice I	実習	4	
	Advanced Dental Practice II	実習	4	
	Advanced Dental Practice III	実習	4	
	Advanced Dental Practice IV	実習	4	
		(高年次専門カリキュラム) Advanced Dental Science Research	講義・演習	6
	総合歯科学専攻分野	(コアカリキュラム) Introduction to Oral Biological Research	講義・演習	4
		Interdisciplinary Dentistry	講義・演習	4
Clinical Practice I		実習	4	
Clinical Practice II		実習	4	
Clinical Practice III		実習	4	
Clinical Practice IV		実習	4	
Advanced Dental Practice I		実習	4	
Advanced Dental Practice II		実習	4	
Advanced Dental Practice III		実習	4	
Advanced Dental Practice IV		実習	4	
	(高年次専門カリキュラム) Advanced Dental Science Research	講義・演習	6	

(履修方法)

- 1 学生は、次の単位数を修得しなければならない。
 - (1) 低年次総合カリキュラム 8単位以上（「Integrated Dental Science」4単位を含む。）
 - (2) コアカリキュラム 16単位以上（「Introduction to Oral Biological Research」及び指導教員の担当する教育領域の授業科目を含む。ただし、他の専攻分野の専門科目の授業科目は、4単位までこれを含むことができる。）
 - (3) 高年次専門カリキュラム 6単位

- 2 博士（臨床歯学）の学位を取得しようとする者は、低年次総合カリキュラムの「**Clinical Basic Practice**」4単位及びコアカリキュラムの専攻分野ごとの「**Clinical Practice I～III**」計12単位を必ず修得しなければならない。